

報告第1号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和2年2月25日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎

提案理由

八幡浜市水道事業の設置等に関する条例第6条に規定する額以上の損害賠償の額の決定を行ったため。

専決第1号

損害賠償の額の決定について

標記の件につき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和2年1月29日

八幡浜市長 大 城 一 郎

記

1 損害賠償の相手方

[Redacted]

2 損害賠償の概要

平成30年4月6日午前9時50分頃、八幡浜市304番地地先（市道新町線）において、新町商店街配水管更新（耐震化）工事の作業中、相手方所有の通信設備である地下ケーブル管路及び光ケーブルを切断したため、その損害を賠償するもの。

3 損害賠償の額

2, 995, 443円

